

なでしこ通信 第 33 号

《隔月発行》

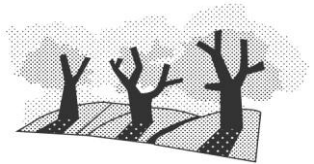
— 目 次 —

- ★夫婦別姓問題を具体的に考えると……
- ★夫婦別姓は戸籍制度解体への一里塚

夫婦別姓問題を具体的に考えると…… ■ □

夫婦別姓は親子別姓をもたらし、夫婦どうしがしっくりいかなくなること、子どもの立場に立った場合でも自分の親が別姓になっていることによって、友達からも白い目で見られる可能性もあること、夫を亡くした妻の前にある日突然、夫との間に子どもができた女性が現れる可能性もあることなど、夫婦別姓を選択した夫婦と家族にもたらされる悲劇を具体的に考えてみましょう。

■田中京子は結婚を目前に控え、憂鬱（ゆううつ）だった。農家の一人娘として育ち、都内でOLになった京子は、鈴木一郎と出会い、晴れて秋に結婚の運びとなった。京子は育ててくれた両親を安心させたいとばかりに、国会で成立したばかりの選択的夫婦別姓の利用を思いたち一郎もいったんは快諾した。ところが話が具体的になるにつれて2人は、生まれてくる子供の姓をどちらにするかをめぐってもめるようになったのだ。



「家名を残すには、子供の姓は田中にしたいと、私の両親が願っているの」「僕の両親は、そもそも別姓に反対だったんだ。親子別姓はおかしいだろ。僕だけが鈴木で、君と子供たちはみな田中？ 子供から、『どうしてお父さんだけ姓が違うの』といわれる僕の気持ちを考えてくれよ」

将来生まれる子供の姓をどちらにするか。実は選択的夫婦別姓では結婚前に決めなければならない。子供の姓が鈴木なら結局、田中の家は絶えてしまう。親戚を交えた協議を何度も重ねたが両家は互いに譲らず、険悪で重苦しい空気が流れた。はじめは「貴方の選んだ人だから…」といていた両親も今や「あんな人」呼ばわりだ。「こんなはずではなかった」。京子も祝福に包まれた結婚生活に正直、自信が持てずにいる。《子供の姓は皆ど

ちらかひとつに統一される。いったん決めてしまえば、同姓に戻すことは許されない》

■佐藤りえは中学2年生。両親が別姓を選択した。両親はりえに「『姓』が違うだけで、家族に変わりはない」という。しかし、母親がこう強調すればするほど、りえにはある違和感が芽生えてくる。母の言葉をどんなに自分に言い聞かせてみても、自分の「生き方」を正当化する母親が、私に押しつけているという疑義がぬぐえないのだ。そうした思いを母に打ち明けたことはない。母は私の胸の内を知っていて「家族に変わらない」といいきかせるのだろうか。不快感とともにやり場のない寂しさが募る。正直つらい。

表札の母親の名前は「山本ひろ子」。表札を見た同級生が口々に「離婚したのに同居している」「家庭内別居だ」。こうからかわれ続けている。説明も面倒で黙っているが、表札を見ると「どうして自分の家は他の家と違うのか」。こんな思いがこみ上げ、そのたびに母のいう「別姓でもきずなは変わらない」が独り善がりに思えてならない。娘は憂鬱で仕方がないのだ。

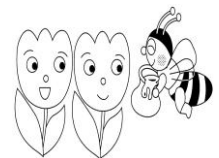
■自分も死にたいと大山妙子は思った。四十数年連れ添った夫が先日、急逝した。夫と一人息子の幸太郎の3人で社員100人を抱える中小企業を切り盛りし、息子は立派な後継者に。安心して会社を任せるつもりだった。

ところが、通夜の日、10代の子供を連れた女性が現れた。「この子は夫の子供だ」という。しかも「この子には息子と同額の遺産を相続する権利がある」と相続を迫ってきたのだ。

別姓の改正民法には「非嫡出子差別の禁止」として不倫で生まれた子供も非嫡出子として財産を平等に与えるよう定めている。ショックだった。夫の子供なら、多少の遺産を渡すのはやむを得ないかもしれない。だが、息子は「十数年、父とともに汗を流し、会社をここまでにしたのに…。会社はどうなるんだ」と強く反発する。

息子と同額の遺産を渡すには会社の株を渡して経営陣に参加させるか、わが家を売って現金を準備するしかないからだ。しかしわが家は銀行の担保下にあり、売り払うのも難しい。あの女性は「恨むなら、法律と国を恨みなさい」と言った。妙子は、血も涙もない法律を恨むしかなかった。

(記事中の人物は実在しません)



夫婦別姓は戸籍制度解体への一里塚■□

夫婦別姓に反対する署名の協力をお願いして方々回っておりますと、みなさん一様に「どうして別姓になんかするのか、その理由がわからない」とおっしゃいます。

日本政策研究センター発行の「明日への選択」編集部の許可を得て 3 月号の関連記事を引用、編集いたしました。



◆◇国会提出強まる夫婦別姓法案◇◆

選択的夫婦別姓制度の導入を柱とする民法改正案（以下、別姓法案）が今通常国会に提出されそうです。千葉景子法相は就任以来、今国会に別姓法案を提出する強い意向を示してきました。そして、年が明けて、法務省が今国会に別姓法案を提出予定であることがわかりました。2月19日の法務省政策会議では別姓法案の概要が示されました。

夫婦別姓は親子別姓でもあるということです。児童虐待が激増したり、今でさえおかしくなっているわが国の親子関係がますます脆弱になるでしょう。また、欧米キリスト教国とは異なり、日本ではもともと夫婦の関係が脆弱ですから、「別姓が導入されれば、夫婦の紐帯がますます細くなってしまう」（宮崎哲弥氏）という心配もあります。

さらに、民主党政権下で別姓が導入されると、新たな問題が起こりそうです。別姓導入が戸籍制度解体への一里塚になる可能性があります。

戸籍は日常生活で余り意識しませんが、日本の社会で家族という共同体とその絆を支えているのが戸籍です。戸籍制度は結婚や相続など家族生活を営む上で非常に重要な役割を担いつつ、家族の一体感を維持する機能も持っています。

ところが、別姓推進派の中には、別姓導入は戸籍制度改廃への一里塚だと考える人たちが少なからずおります。別姓導入は家族制度の解体を意図した策動と言えるのです。

別姓導入と戸籍制度の改廃をリンクさせようとする考え方は以前からありました。しかし、自民党時代には、それが現実の政治的テーマになる可能性は低かったのです。民主党政権の誕生によって、状況はガラッと変わりました。

◆◇勢いづく戸籍解体勢力◆◇

自民党の稲田朋美衆院議員は東京新聞紙上で別姓反対論を語っておられます。次の指摘にご注目下さい。

「別姓を積極的に進める勢力は、個人の生き方を重視すると言いながら、家族に価値を置かず、現行の戸籍制度を崩壊させようと確信的に目論んでいる人たちと言える。問題は別姓問題にとどまらず、さらに危険な方向へと引っ張られかねないことだ」

例えば民法改正に取り組んでいる代表的な市民団体「mネット・民法改正情報ネットワーク」の呼びかけ人の一人は、次のように言っています。

「今後、民法改正を考える際にも、『戸籍法上の問題が生じない範囲での民法改正』で

はなく、民法の改正にあわせて戸籍法も大胆に改正する、戸籍法を『聖域』にしない、という明確な姿勢を打ち出すことが絶対に必要だと思います」

一方、別姓推進派の民法学者として知られる二宮周平氏は、

「選択的別姓を認める民法改正には、戸籍制度の改革という次のステップがある。…別姓夫婦も1つの戸籍に記載できる制度に改めるのか、抜本的に個人別の戸籍に改めるのかという課題がある。…個人の自立と尊厳という視点に立てば、個人単位こそ適合的である」

と本音を吐いています。

◆◆福島・千葉氏の戸籍制度への「敵意」◆◆



過去の発言から判断しますと、兩人とも確信的な戸籍改廃論者であります。『夫婦別姓一家族をここからかえる』という冊子に夫婦別姓をめぐる両氏の対談が掲載されています。そこでは、別姓導入を戸籍制度改廃の突破口として位置づけています。

例えば千葉氏は戸籍に対する違和感や反感をこんなふうに述べています。「別姓でも同姓でも、身分の問題をその都度届けなければならないのが戸籍ですね。…だれとだれがカップルであるとか、そういうのを何でお国に届けておこなきゃいけないのかな、そういうのが不思議といえば不思議という思いが私にはもともとあったんです」

一方、福島氏の以下のような発言には、戸籍制度に対する激しい敵意さえうかがえます。「今の戸籍は家族単位であり、氏を編成原理としている。家族は1つの戸籍の中に入るべきだという考えの人は、氏を編成原理とするという原則を壊しても、別姓同戸籍で入れようとするわけです。これは限りなくうっとうしい」

両氏は法律婚と事実婚を同等に扱うことも求めているのです。福島氏は、「もっと言えば結婚届けを出さない関係、同性愛の関係、シングルの権利がもっと議論されればいいなと思います」などと語っているのです。

◆◆「世界に冠たる」日本の戸籍制度◆◆

わが国における近代的な戸籍制度は明治5年の壬申戸籍に始まりました。それから現在に至るまで、個人ではなく、ある範囲の「家族」を単位に、構成員のそれぞれの出生、結婚、離婚、死亡といった事項のすべてを登載するという原則は一貫して維持されてきたのです。



この制度の特徴について、増本敏子氏は次のように説いています。

「個人の生涯の身分関係の変動を統一的に記録し、公示公証する…。正確な印鑑登録事務や法人登記や不動産登記の制度も戸籍制度を土台として成り立っている。国民にとっても結婚相手が重婚でないことなど素性がわかり便利であって世界に誇れるものだと評価されている」「関連ある他の戸籍との間に互いに連携した記載がされており、その検索機能によって遠い親族関係の広がりまで証明することが可能である。このことによって、近親婚のチェックや相続権者の範囲の調査など親族間の諸関係を知ることができて社会生活上便利であり、年金、保険、教育、医療等の行政の基礎資料も簡単に入手できる。」

■ □ 同封の署名にご協力ください

夫婦別姓法案を国会に提出させないために始まった 500 万目標の国会請願署名は、既に 300 万の署名が集まりました。愛媛県ではあと 2 万名の署名が必要です。

当面の締め切りは、東京ビッグサイトにおいて 5000 名が結集して開催される「国民大会」の 3 月 20 日（土）に照準を合わせた日となりますが、その後も署名活動は引き続き行われます。

署名用紙と返信用封筒を同封しております。めざす会事務局までご返送下さいますようお願い致します。



☆☆ 事務局からのお知らせ ☆☆

- 今治市では今治市男女共同参画計画案に寄せられた 200 件近くのパブリックコメントを整理中であると聞いています。市民の多くの良識の声がどう活かされるでしょうか。
- 戸籍について改めて考えたことはありませんでしたが、「明日への選択」の論文により、その素晴らしい多くの機能が理解できました。戸籍を無くすことは取りも直さず、それらを失ってしまうことです。民主党の「深謀遠慮」は恐ろしいです。
- 「明日への選択」(年間購読料 7000 円)の無料見本誌をご希望の方は事務局まで。
- 愛媛県下の 3 月議会では、愛媛県議会、松山、今治、東温、伊予各市議会でも夫婦別姓反対の意見書提出の決議がされるのではないかと思います。
- 椿祭りにおける「拉致被害者を救う会愛媛」の啓蒙活動にご協力をありがとうございました。21 日 22 日いずれも 20 名の方がご参加下さいました。3 日間の成果は、募金:1,221,003 円(昨年比 9%ダウン)、署名:4,089 筆(3%ダウン)、バッジ普及:1,700 個(6%アップ)でした。被害者がひとり残らず 1 日も早く祖国のご家族の元に戻られますよう祈らずにいられません。
- 会費の切れる会員の方には払込取扱票を同封してあります。現在の会員は 728 名。この 2 ヶ月で 26 名もの方がご入会下さいました。1000 名をめざしています。年会費は 1000 円でございます。

健全な男女共同参画社会をめざす会

<http://www.mezasukai.com/>

事務局 〒790-0931 松山市西石井 1-3-30

電話 090-8971-7721 ファクス 089-964-3903 メール t64r59@bma.biglobe.ne.jp

事務局長 青井 美智子